

会 議 報 告 書

会議名	平成27年度 第4回 三郷市地域包括支援センター運営協議会		
日時	平成27年11月17日(火) 午後1時30分～2時45分	場所	本庁舎6階 第二委員会室
次第	<p>(1) 審議</p> <p>三郷市地域包括支援センター職員配置について 【資料1-1～1-2、参考資料1】</p> <p>新しい地域包括支援センターの委託先について 【資料1-3】</p> <p>三郷市地域包括支援センター委託料算定基準の見直しについて 【資料2～3-2】</p> <p>(2) 報告</p> <p>三郷市地域包括支援センター生活圏域の見直しについて 【資料4、参考資料2-1～3】</p>		
出席者	<p>【会長】谷口 聡</p> <p>【副会長】長谷川 一二</p> <p>【委員】小林 明弘、石井 みつ江、岡田 育代、水口 理恵、福島 英一、神谷 譲、種市 ひろみ(1名欠席)</p> <p>【事務局】森 好弘(福祉部長)、道言 薫(福祉部副部長)、森 泰子(ふくし総合支援課長)、増田 道夫(長寿いきがい課長)、長濱 崇二(長寿いきがい課課長補佐)、前川 浩司(長寿いきがい課課長補佐)、小沢 貴弘(ふくし総合支援課課長補佐)、加藤 光代(地域福祉係 主査)、稲舛 克巳(ふくし総合相談室長)、守屋 希伊子(地域包括係長)、元井 隆幸(同 主任社会福祉主事)、浅香 雅子(同 主事)、橋本 あけみ(同 相談員)</p> <p>【傍聴人】なし</p>		

審議事項における確認事項

(1) 審議	<p>三郷市地域包括支援センター職員配置について 承認</p> <p>新しい地域包括支援センターの委託先について 承認</p> <p>三郷市地域包括支援センター委託料算定基準の見直しについて 承認</p>
--------	--

平成27年度 第4回三郷市地域包括支援センター運営協議会 議事録

新しい地域包括支援センターの委託について

事務局	資料1 - 3になります。新しい地域包括支援センターの委託先の案を出したいと思います。三郷市地域包括支援センター6ヵ所目の開設に向けて、医療法人三愛会埼玉みさと総合リハビリテーション病院と協議をしまいいりました。ご提案として先方からいただいております。新設する地域包括支援センターは今年度、市が公募しました、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問看護事業所のエントリーもしている、同グループの法人となる予定です。建物につきましても地域密着型と同じところになると思います。開設する場所については、新和5丁目となります。こちらの法人に依頼する理由は、医療法人なのでこれからの医療と介護の連携推進に期待できるのではないかとという部分と、以前に在宅介護支援センターをやっていた経験もあります。すでに、委託している5包括とは別の法人になるので、全部バラバラの法人にお願いすることで困り込み対策も兼ねています。すでに、職員配置についても内部で決定しており、所長も決まっています。すでに院内に在籍しており、研修なども行われていると聞いております。つきましては、医療法人三愛会埼玉みさと総合リハビリテーション病院が地域包括支援センターを開設することをご了承いただけるかの審議をお願いします。
谷口会長	質疑に入ります。
谷口会長	すでに3職種は決まっているのですね。
事務局	人材確保の面では大丈夫です。所長になる予定の社会福祉士はすでに準備室で開設準備に取り掛かっていると聞いています。
谷口会長	板橋グループですので、人材のやりくりに関してはまず、欠員は出ないだろうと思います。安定した経営ができるのではないかと思います。 説明の通り、承認してもよろしいでしょうか。 この議案に関して、異議なしということで終了とします。
三郷市地域包括支援センター委託料算定基準の見直しについて	
事務局	資料2(差し替え)をご覧ください。 地域包括支援センターを平成18年から順次開設してきましたが、今まで委託料の見直しをしてこなかった経緯もありまして、今回6圏域に変更するタイミングにあわせ、委託料算定基準についての見直しをかせさせていただきます。今までは担当圏域の高齢者人口が約5,000人～約8,400人とばらつきがあり、相談やプラン作成件数等の業務量に差があっても配置人員を基準としまして一律に委託料を算定していました。今回から高齢者人口や予防ケアプラン数に応じて委託料の算定をすることを目的としています。今後は、今回のように介護保険報酬が大幅に改正される可能性もありますので、今年ごとの見直しに合わせて委託料も見直しすることを考えております。 委託料の変更は平成28年4月分を考えております。平成27年度の委託料は、人件費が主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士を各500万円として、4人目以降に介護支援専

	<p>門員等の追加があった地域包括支援センターについては4人目、5人目まではそれぞれ200万円を加算しております。各地域包括支援センターの運営費は100万円、どの地域包括支援センターも1,600万円を基準額として運営をしております。それぞれの委託料を具体的に数字におとしたのが資料3-1です。また、基本事業費とは別に加算を6種類設けておりましたが、この加算はほとんど請求が上がってこない実態があるため、今後は額も少額であるので廃止を検討しています。</p> <p>今後の算定基準案としまして、本日配布の資料3-2をご覧くださいながら説明したいと思います。3職種の人件費は1人あたり500万円は変わりなく、一人が担当する高齢者は1,500人を基準として、圏域の高齢者人口を1,500で割って出た小数点第2位までの数に500万円をかけた額を3職種の人件費として考えております。3職種の人件費とは別に、各地域包括支援センターから介護予防プランの作成が業務を逼迫しているため、プランナー、プラン作成をする専門職を雇えるようにプランナー人件費を見込んでおります。それにプラスして運営費、事業費を各地域包括支援センター直近の過去3年分の報告の平均値で運営費と、事業費を算出しております。今までは介護報酬(ケアプラン作成料)については委託料算定時に考慮してきませんでしたが今後は、そちらも見込んでいこうかと思っております。プランナー人件費については、積算しているので介護報酬分の収入を差し引いています。ただ、実際にこの報酬が入ってこなくなるわけではなく、考え方として引いているだけです。実際の委託料の額は「3職種人件費+プランナー人件費+運営費+事業費-(マイナス)介護報酬見込み」になっています。</p>
谷口会長	前回でも話し合われたことですね。質問はありませんか。難しい話ですね。
種市委員	初めてプランナーという名称を聞く。地域包括支援センターには属さず、プランだけをたてるのですか。
事務局	基本はプランを立てるためにいる。勤務地は地域包括支援センター内で働く。必須の3職種以外でプランナーを置いてもらい、職種としては介護支援専門員を考えています。予防プランはなかなか時間がかかって大変だと3職種から聞いているので、3職種は予防プランだけではなく、高齢者虐待や困難ケースもたくさんあるのでそちらの対応をしていただきたく、プランは他の人でもたてられるので、プランナーを設けています。実際には相談・面接業務などもしていただくことになるかと思えます。今までは、保健師でも、社会福祉士でも主任介護支援専門員でも一律200万円の加算でしたが、今度は3職種以外でプランナーとして確保できます。
谷口会長	予防プランの実績において委託料が変わるのですね。
事務局	平成26年度プラン数を基礎として計算しています。来年になれば平成27年度のものになります。1包括あたり予防プラン作成件数(実績)が140~170件となっております。平成28年度の全プラン数は新圏域に合わせた数になります。今までは、圏域人口やプラン数に差が生じていましたが、新圏域になることによって、高齢者人口が6,000人前後にならされるので、少々わかりにくくなっています。プラン数によって委託料が変わるので、実績がないものは算定が低くなっているという形になります。
谷口会長	平成29年度に制度が変わるのがわかっていながら平成28年度から始める根拠は。

事務局	<p>地域包括支援センターのほうから何人受け持っても同じ金額はおかしい。やっぱり業務量に見合う対価を払ってほしいという意見があった。予防プランがかなり多くなっている地域もあります。さつき平地区、早稲田地区などは65歳～74歳の前期高齢者の多いところなので、今後予防プラン数などが増えてくる地域ですが、横ばいの地区も出てくるので、そこはちゃんと評価をしていきたい。総合事業が始まる平成29年度以降はプラン数もどんどん変わっていくのではないかと考えているのですが、平成29年4月1日から開始になったとしても、認定の有効期間が切れた人から変わっていくので、急激に切り替わるわけではありません。実際に変わるのは、平成30年度からになるだろうと考えています。介護保険の見直しとあわせて次は平成30年度に見直しをすればいいのかと思います。</p> <p>この案で良ければ平成28年度・平成29年度・平成30年度と行かせていただいて、以降は予防プランの件数が変わってくるであろうと思うので、そこを見極めたうえで今後検討していきたいと考えています。</p>
岡田委員	<p>地域包括支援センターのほうから運営費についての色々なご意見を聞いており、その立場で見ると平成28年度からの委託料の提示の仕方は現実に即した内容で提案されていると喜ばしく思っております。自分も居宅介護支援事業所の仕事をしていますが、予防プラン作成のほう時間がかかる。プラン数に合わせてプランナー人件費がでるのは賛成です。</p>
谷口委員	<p>意見とかないうであればこれで良いでしょうか。この議案に関して、異議なしということで終了とします。</p>
<p>(1) 報告 三郷市地域包括支援センター生活圏域の見直しについて</p>	
事務局	<p>市民周知については、すでに12月広報の準備しており、5から6圏域に変わるのみのみ周知します。各担当地区の詳細については、4月広報にチラシを差し込む予定です。12月1日からの民生委員の地区会では周知を開始します。住民に一番近い民生委員は先に周知していこうと思います。地域包括支援センターの動きは10月20日に所長会議で各地域包括支援センターの所長には周知しており、1月からケースの引き継ぎを始めて、同行訪問も兼ねて3月までに引き継ぎをするようにします。予防プランは3月31日ぎりぎりまで持ち、4月1日から随時、契約をし直す方法を取りたいと思います。完了は6月末頃になるかと思っています。1月から始めて半年ぐらいかけて引き継いでいこうと思います。多いところだと700件を超すケースの移動があるため、期間が必要かと思っています。</p>
谷口会長	<p>悠久苑がかなりのケース移動となるのでしょうか。大変ですね。</p>
岡田委員	<p>地域包括支援センターの加算事業費の件ですが、認知症ケース支援は今年度で廃止と言うことですね。地域包括支援センターで今後、認知症の対応を進めるにあたって認知症相談員の配置は三郷市では兼任で考えているのか。</p>
事務局	<p>既に各地域包括支援センターに認知症地域推進員を置いておまして、全員兼任となっております。</p>
谷口会長	<p>事務局からの連絡事項は何かありますか。</p>
事務局	<p>1月14日に次回の会議を開催予定しています。</p>
長谷川副会長	<p>これで終わります。</p>

